

第71回全国植樹祭基本計画策定業務（宿泊・輸送等）

公募型プロポーザル募集要領

平成30年4月

第71回全国植樹祭島根県実行委員会

第71回全国植樹祭基本計画策定業務（宿泊・輸送等） 公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

2020年春季に開催される第71回全国植樹祭は、島根県での開催が決定しており、「循環型林業の実現に向けた木材利用や森林づくりの発信」、「県民参加の森づくりの推進」及び「本県の歴史文化や豊かな自然等の魅力の発信」を大会基本方針とした第71回全国植樹祭基本構想(以下「基本構想」という。)を策定したところである。

この基本構想を踏まえ、本大会の宿泊・輸送等業務の基本計画の策定に関わる企画を募集し、企画・提案能力に優れた者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2 委託業務の概要

- (1) 業 務 名：第71回全国植樹祭基本計画策定業務（宿泊・輸送等）
- (2) 業務の仕様等：「第71回全国植樹祭基本計画策定業務（宿泊・輸送等）仕様書」のとおり
- (3) 契 約 期 間：契約締結日より平成31年2月28日まで
- (4) 予 算 額：400,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内

3 スケジュール（予定）

項目	日程
募集要領の公表・配布	平成30年5月10日(木)～5月25日(金)
参加表明書の受付	平成30年5月10日(木)～5月25日(金)
プロポーザルに関する質問の受付	平成30年5月10日(木)～5月25日(金)
参加予定者説明会の受付	平成30年5月10日(木)～5月22日(火)
参加予定者説明会	平成30年5月25日(金)10:00～11:00
参加資格審査に基づく結果通知	平成30年5月31日(木)
プロポーザルに関する質問への回答	平成30年5月31日(木)
企画提案書の提出期限	平成30年6月18日(月)
企画提案書の審査委員会 (プレゼンテーション方式)	平成30年6月下旬(対象者に別途通知)
審査結果の通知・公表	平成30年7月上旬
業務委託契約の締結	平成30年7月上旬
基本計画書(中間報告書)提出	平成30年8月20日(月)
基本計画書(案)提出	平成30年11月9日(金)
(実行委員会にて)基本計画(案)の承認	平成31年1月
(国土緑化推進機構特別委員会にて) 基本計画の決定	平成31年2月
成果品(基本計画書)の納品	平成31年2月

4 参加資格

参加表明書及び企画提案書（以下「参加表明書等」という。）を提出できる者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ただし、共同企業体により参加する場合は、下記(1)から(3)は構成する者のうちいずれかが満たし、さらに下記(4)から(8)までは構成する全ての者が満たしていることを要件とする。

- (1) 島根県内に本社、支社又は営業所を有する法人であること。
- (2) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく「第1種旅行者」または「第2種旅行者」の登録を受けた者であること。
- (3) 平成20年度以降、企画提案書提出の日までに完了（見込みを含む）した同種又は類似の大会において、基本計画策定等の受託実績を有する者であること。

同種大会：天皇皇后両陛下御臨席の大会

類似大会：皇族御臨席の大会

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 島根県が行う入札について指名停止の措置を受け、参加表明書の受付日において、その措置の期間が継続中の者でないこと
- (6) 参加表明書の受付期間において会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (7) 島根県税、法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税を滞納していない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

5 募集要領及び仕様書の配布

募集要領及び仕様書については、島根県農林水産部林業課のホームページからダウンロードし入手すること。（ホームページ：「島根県農林水産部林業課」で検索）なお、林業課の窓口又は郵送等での配布は行わない。

6 説明会の開催

本プロポーザルの実施にあたり、次のとおり説明会を開催する。

- (1) 開催日時 平成30年5月25日（金）午前10時～11時
- (2) 開催場所 690-8501 島根県松江市殿町1 島根県庁舎 6階604会議室
- (3) 申込方法 参加を希望する者は、平成30年5月22日（火）午後5時までに事前説明会参加申込書（様式11）をファクシミリで提出すること。
- (4) 参加者 1提案者につき4名以内。
- (5) 申込先 〒690-8501 島根県松江市殿町1
第71回全国植樹祭島根県実行委員会事務局
（島根県農林水産部林業課内）
電話：0852-22-6534 ファクシミリ：0852-22-6528
E-Mail：syokujusai@pref.shimane.lg.jp

7 プロポーザルへの参加申込み

本プロポーザルへの参加を予定する場合は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書（単独参加の場合は様式1-1、共同企業体による参加の場合は様式1-2）1部
- ② 誓約書（様式2）1部
- ③ 会社概要（様式3）1部
- ④ 過去の同種又は類似業務の経歴（様式4）1部
- ⑤ （共同企業体の場合のみ）共同企業体の結成に係る協定書等の写し（任意様式。案でも可。）1部

※ 共同企業体の場合、②から④までの書類については、構成企業ごとに1部提出すること。

(2) 提出期限

平成30年5月25日（金）午後5時まで必着

(3) 提出先

上記6の(5)と同様

(4) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は配達記録が残る一般書留等とし、(2)提出期限必着とする。持参による場合は土日祝日を除く日の午前9時から午後5時の間とする。

(5) 参加表明書提出後の辞退

参加表明書を提出した者が都合により参加を辞退する場合は、6月4日（月）午後5時までにプロポーザル参加辞退届（様式5）を提出すること。

8 プロポーザルに関する質問

本プロポーザル等に関する質問がある場合は、質問書（様式6）を提出すること。

(1) 提出期間

平成30年5月25日（金）午後5時まで必着

(2) 提出先

上記6の(5)と同様

(3) 提出方法

ファクシミリまたは電子メールで提出し、送信した旨を電話にて連絡すること。口頭または電話による質問は受け付けない。

(4) 回答方法

質問書に対する回答は、平成30年5月31日（木）午後5時までに、参加表明書を提出しているすべての者に電子メールで回答する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式）正本1部、副本12部
- ② 業務実施スケジュール（様式7）正本1部、副本12部

- ③ 概算費用見積書（任意様式）正本 1 部、副本12部
- ④ 業務実施体制（様式 8）正本 1 部、副本12部
- ⑤ 主任担当者等の経歴等（様式 9）正本 1 部、副本12部
- ⑥ 過去の同種又は類似業務の経歴（様式 4）正本 1 部、副本12部
- ⑦ 主任担当者等の同種又は類似業務の実績（様式10）正本 1 部、副本12部
- ⑧ 業務受託見積書（任意様式）正本 1 部、副本12部

(2) 提出書類の記載要領

① 企画提案書（任意様式）

基本構想及び仕様書に基づき、次の事項に留意して作成すること。

項 目 内 容

ア 業務推進体制に関する提案

- ・業務の推進にあたり、適正な組織体制と人員配置とすること
- ・無理のない円滑なスケジュールとすること
- ・業務全般において、緊急・不測の事態が生じた場合に対応できる体制とすること

イ 招待者管理（受付）に関する提案

- ・招待者の名簿作成や招待事務を一元管理できる、効率的かつ実用的な情報管理システムとすること
- ・申込後の変更要望等にも対応できるシステムとすること
- ・個人情報等の情報管理が徹底されているシステムとすること
- ・招待者区分に応じた円滑な受付体制とすること
- ・招待者の行事参加区分を認識する方法を提案すること
- ・本人確認を確実に実施できる受付体制（場所、方法）とすること
- ・招待状等の誤発送等の人為ミスを防止するためのチェック体制について提案すること

ウ 宿泊に関する提案

- ・必要な数の宿泊施設を確保するための計画を提案すること
- ・式典会場や記念植樹会場への移動の利便性に配慮した宿泊施設とすること
- ・宿泊施設のレベル、料金設定を適切にすること
- ・多様な宿泊者のニーズ（シングル利用、定員利用、夕食会場の確保等）に対応できること
- ・公共交通機関の利便性に配慮すること
- ・宿泊予定者からの変更要望等に対応できること
- ・火災や地震等の災害発生時や救急患者発生時における宿泊施設の対応が適切かつ確実に提供されること
- ・本大会にかかる輸送計画や視察計画と調和がとれること
- ・宿泊を通して「島根県らしさ」を提供すること
- ・宿泊者に対する「島根県の味（郷土食）」のPRに繋がること

エ 輸送等に関する提案

- ・参加者区分に応じた、安全・快適かつ効率的な輸送手段とすること
- ・必要となる輸送手段（台数）を確実に確保すること
- ・S V I P（天皇皇后両陛下等）の発着時に渋滞・混乱等が発生しないこと
- ・大会参加者及び会場近隣住民等への安全の確保並びに円滑な運行を行うための道路交通対策を提案すること
- ・交通事故や災害、渋滞、車両故障など、緊急時や不測の事態へ対応できる運行管理体制とすること
- ・県内各地から参加する者の利便性に配慮すること
- ・移動時間等を利用して効果的に島根県をPRできること
- ・駐車場の配置（設置場所）について提案すること
- ・駐車場内に侵入する駐車不許可車両や不審車両等への対応等、駐車場内における安全確保策を提案すること

オ 招待者等への配布物の作成、手配、配布に関する提案

- ・式典等の円滑な運営を図るために必要な配布物について提案すること
- ・携帯性について遠方からの参加者等に配慮すること
- ・廃棄物を極力出さないこと
- ・島根県の資源（自然や産業・文化、特産品等）を活用した効果的なPRを行うこと

カ 式典当日の弁当に関する提案

- ・「島根の味（郷土食）」のPRに繋がること
- ・弁当やお茶の管理（輸送・保管）及び配布、回収にあたり、衛生面と安全面に十分配慮した管理体制とすること
- ・緊急時や不測の事態（輸送時の事故等）への対応及び体制について提案すること

キ 視察旅行の実施に関する提案

- ・島根県の魅力を十分伝えるコースを4コース程度設定することとし、うち少なくとも1コースは森林、林業に関係あるものを1か所以上含めたものとする、また県西部地域、隠岐地域のコースをそれぞれ1コース以上設定すること。
- ・大会後の本県への観光誘客の促進に繋がること
- ・参加しやすい料金設定や日程・コースとすること
- ・荒天時への対応・体制等について提案すること

ク 費用に関する提案

- ・可能な限り少ない費用で最大限の効果をもたらす計画とすること
- ・本委託業務を履行するための経費の算出、見積価格が妥当であること

② 業務実施スケジュール（様式7）

企画提案書の内容を実施した場合のスケジュール、作業工程等を記載すること

と。

③ 概算費用見積書（任意様式）

企画提案書に基づき宿泊・輸送等業務を実施した場合の経費を算出し、見積書を提出すること。明細等をできる限り明らかにし、企画提案内容はすべて見積書に記載すること。参考様式「平成31年度から32年度までの概算費用見積書」を基に作成すること。

④ 業務実施体制（様式8）

配置予定の主任担当者等の氏名、分担業務等を記載すること。また、共同企業体による参加の場合には、構成団体の分担業務を記載すること。

⑤ 主任担当者等の経歴等（様式9）

配置予定の主任担当者等の保有資格、経歴、手持ち業務量等を記載すること。なお、配置予定者1名につき1枚に記載すること。

⑥ 過去の同種又は類似業務の経歴（様式4）

直近のものから10以内で記入すること。なお、共同企業体の場合は、構成する会社ごとに記入すること。

⑦ 主任担当者等の同種又は類似業務の実績（様式10）

配置予定者が過去に従事した同種又は類似大会の実績について記載すること。なお、配置予定者1名につき1枚に記載すること。

⑧ 業務受託見積書（任意様式）

本委託業務を履行するための経費を算出し、見積書を提出すること。様式は特に定めないが、明細等をできる限り明らかにすること。

※ 記載全般に関する留意事項

ア 文字サイズは12ポイント以上とする。

イ 言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法の法定計量単位によるものとする。

ウ 用紙は原則としてA4サイズ(縦)とすること。A3サイズを使用する場合には、折り込みとする。

エ 企画提案書はA4サイズで50ページ以内(表紙を含む)とする。(A3サイズを使用する場合にはA4サイズ2ページとしてカウントする。)

(3) 提出期限

平成30年6月18日（月）午後5時まで必着

(4) 提出先

上記6の(5)と同様

(5) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は配達記録が残る一般書留等とし、(3)提出期限必着とする。持参による場合は土日祝日を除く日の午前9時から午後5時の間とする。

10 企画提案書の審査

提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションを実施し審査する。

なお、提案者が多数の場合、書面による事前審査を行い、プレゼンテーション実施対象者を限定する場合がある。

(1) 日時

平成30年6月 下旬（プレゼンテーション実施対象者に別途通知する）

(2) 場所

プレゼンテーション及びヒアリングの実施対象者に対して別途通知する。

(3) 出席者

配置予定の主任担当者1名、総括責任者1名とし、その他2名までの出席を認める。なお、プレゼンテーションは主任担当者又は総括責任者が行うこと。

(4) 実施方法

プレゼンテーションは20分以内、質疑応答を10分程度行う。

(5) その他

プロジェクター、スクリーン等の使用は認めない。

11 審査及び選定方法

プレゼンテーション後、審査員が個別の審査基準に基づき評価採点し、その点数を合計して順位を付け、最も高い合計点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。

12 審査基準

(1) 配点

事項ごとに次のとおり配点する。

①業務遂行能力に関する事項（25点）

○組織体制（10点）

○業務経験（10点）

○業務遂行計画スケジュール（5点）

②企画提案に関する事項（50点）

○招待者管理（受付）に関する事項（15点）

○宿泊に関する事項（10点）

○輸送等に関する事項（15点）

○招待者等への配布物、弁当、視察旅行に関する事項（10点）

③価格に関する事項（25点）

○平成30年度業務の受託見積価格の妥当性（5点）

○提案内容に基づき実施する実施計画書（宿泊・輸送等）作成等業務（平成31年度を予定）と宿泊・輸送等業務（平成32年度を予定）を実施した場合の受託見積価格の妥当性（20点）

13 審査結果

- (1) 審査結果は、すべての提案者に文書で通知する。
- (2) 審査経緯は公表しない。
- (3) 審査結果に対する異議申立は受け付けない。

14 契約の締結

上記11により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含むものとする。

協議が不調のときは、上記11により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。

15 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

16 その他

- (1) 企画提案書等の提出が期限に遅れた場合又は審査結果に影響をあたえるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。
- (2) 上記4の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた提案書等は、無効とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等の提出期限後においては、原則記載内容の変更を認めない。
また、企画提案書等に記載した配置予定の主任担当者及び総括責任者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの第71回全国植樹祭島根県実行委員会事務局の了解を得なければならない。
- (5) 選定された提案者の企画提案書に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第71回全国植樹祭島根県実行委員会に帰属し、無償で当該実行委員会に譲渡するものとする。
- (6) 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- (7) 本プロポーザルによって収集した個人情報については本業務以外には利用しない。
- (8) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

17 問い合わせ先

第71回全国植樹祭島根県実行委員会事務局 宇原

(島根県農林水産部林業課内) TEL 0852-22-6534 FAX 0852-22-6528